

第1号様式

法令適用事前確認手続（照会書）

令和元年11月1日

国土交通省航空局

航空ネットワーク部航空事業課長 殿

照会者名 株式会社KACHI64 代理人  
弁護士 岩崎隼人



住所 東京都千代田区二番町9番地10 タワー麹町5階  
岩崎総合法律事務所

下記について、照会します。

なお、照会及び回答内容（照会に係る法令の条項の性質上照会者名を公にすることが回答に当たって必要とされる場合にあつては、照会及び回答内容並びに照会者名）が公表されることに同意します。

記

1. 法令名及び条項

航空法第100条1項、第123条1項

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

第三者からの要望により、航空機（7名ほど乗員できる規模）（以下「本件航空機」といいます。）のレンタルを行うことを検討しています。

具体的には、当社を含め7名（個人及び法人双方が含まれます。以下「本件共有者」といいます。）で共有する本件航空機を、本件共有者の全員の合意のもと、本件共有者以外の利用者（以下「本件利用者」といいます。）に対して、本件航空機をレンタルし、レンタルの対価としてそ



の利用回数・期間等に応じたレンタル料を請求し、本件共有者それぞれの持分等に応じて当該レンタル料を分配するというものです（以下「本件検討内容」といいます。）。

本件利用者は、本件航空機の利用にあたり、操縦士を自らの責任及び費用により調達するものとします。この点、本件利用者が操縦士を調達するにあたり、当社が本件利用者からの求めに応じて操縦士を紹介してくれる会社等を事実上案内する可能性はあるものの、本件利用者と操縦士との契約を代理・媒介することはせず、また、一切の紹介料等金銭を請求することはせず、操縦士調達その他本件利用者と操縦士との契約一切に関して法的に契約関係に立たないものとします。

なお、本件利用者が希望する本件航空機の用途は、①本件利用者自らが移動するため、又は、②本件利用者が操縦士を訓練飛行させるためというものになります。

### 3. 当該法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠

#### (1) 照会者の見解

本件検討内容は、航空法第100条1項、第123条1項の適用は受けず、許認可事業ではないものと考えます。

#### (2) 照会者の見解の根拠

##### ア 前提要件と問題の所在

##### (ア) 航空法第100条1項との関係について

航空運送事業は、航空法第2条18号において「他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業をいう」と定義されています。

本件検討内容との関係では、①航空機を使用した旅客又は貨物の運送に当たるか、②有償で行う事業に当たるかの2点において要件該当性が問題になるものと考えます。

##### (イ) 航空法第123条1項との関係について

航空機使用事業は、航空法第2条21号において「他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物の運送以外の行為の請負を行う事業をいう」と定義されています。

本件検討内容との関係では、①航空機を使用して、②請負を行う事業に当たるかの2点において要件該当性が問題になるものと考えます。

イ 航空法第100条1項との関係について

(ア)①航空機を使用して旅客又は貨物を運送すること、という要件について

本件検討内容において、本件共有者は、本件利用者に対して、航空機という物自体をレンタルするにすぎず、本件共有者が本件利用者を運送するものではないため、①航空機を使用して旅客又は貨物を運送すること、という要件には当たらないものと存じます。

「航空機を使用して」という要件は、国交省が示す解釈によると「その者が航空機の運航の主体となってという意味」を有するものとされます。本件検討内容において、本件利用者は操縦士を自ら調達すべきものであり、本件共有者は本件利用者と操縦士の契約締結経緯や締結済みの契約関係に一切契約当事者として関与しないことからすれば、レンタルされた本件航空機の「運航の主体」は本件利用者にはほかならず、本件共有者は、本件利用者のために運航行為を事実上も法律上も行うものではないことから「運航の主体」ではないものと存じます。

また、「旅客又は貨物を運送すること」という点についても上記同様に、本件共有者が事実上も法律上も運送行為を行うものではないため、該当しないものと存じます。

したがって、本件検討内容は①航空機を使用して旅客又は貨物を運送すること、という要件に該当しないものと存じます。

(イ)②有償で行う事業、という要件について

以上のとおり本件共有者は運航行為を行うものではなく当然に有償で行う事業ではないものと存じますが、直接的にも間接的にも運航の対価を請求することはないため、②有償で行う事業、という要件にも該当しないものと存じます。

本件共有者が本件利用者に請求する金額は、あくまで本件航空機の機体のレンタル料に限定されるものです。運航自体は本件利用者において別に操縦士と契約してもらうことになり、運航代金は本件利用者と操縦士間の契約で取り決められ

ます。運航代金の取り決めにおいて、正規の料金から、本件航空機での運航であることを理由としたディスカウントをする旨の取り決めは一切なく、本件共有者から操縦士に対してそのような要求をすることもなく、したがってレンタル料に間接的にでも運航代金が含まれることはありません。

以上より、本件検討内容は②有償で行う事業、という要件にも該当しないものと存じます。

#### ウ 航空法第123条1項との関係について

##### (ア) ①航空機を使用して、という要件について

本件検討内容は航空機という物自体をレンタルするにすぎず、本件共有者自身が本件航空機を飛行させるなどの本件航空機本来の目的に沿った利用行為を行うものではないため、①航空機を使用して、という要件には当たらないものと存じます。

書籍によると、航空機使用事業の例としては、①池内宏『航空法—国際法と航空法令の解説—（改訂版）』（成山堂書店、2018）288頁では、「航空運送事業に含まれない宣伝飛行、写真撮影、農薬散布等の産業航空は、「航空機使用事業」（法2条21項）と呼ばれ」とされ、同様に、②松本學『新航空法解説』（鳳文書林出版販売、2008）60頁において、「宣伝飛行、田畑や森林の薬剤散布、写真撮影等がある」とされています。

また、運輸白書の第3節産業航空（<http://www.mlit.go.jp/hakusyo/transport/shouwa40/ind110203/frame.html>）の箇所において、産業航空の意味付けにおいて、「森林、牧野、田畑における病虫害の予防駆除、施肥のための肥料並びに薬剤の散布、鉄塔、ダム、港湾、市街地、道路等の建設に必要な航空写真測量、ならびに映画、宣伝、観光等のための斜写真、資材の運搬、電力会社における送電線のパトロール、テレビ、報道、ニュース映画等の報道取材活動等」とされています。

以上のとおり、航空機使用事業は、他人のために、事業者自身が本件航空機を飛行させてサービスを提供することを前提として解釈されているものですが、こ

れに対して本件検討内容においては、本件共有者は、航空機という物自体をレンタルするにすぎず、既に「イ」で述べたとおり自ら運航を行うわけではないため、①航空機を使用して、という要件には当たらないものと存じます。

(イ)②請負を行う事業、という要件について

本件検討内容は航空機という物自体をレンタルするにすぎず、法的に請負契約と整理されるものではないため、②請負を行う事業、という要件には当たらないものと存じます。

請負契約とは、「仕事の完成」（民法632条）を契約内容として、「仕事の完成」があった場合に報酬支払請求権が発生することを要素とする（言い換えると、報酬は「仕事の完成」に対して支払われる）ものであり、これを欠くものは請負契約ではないと整理されています。

本件検討内容により得られるレンタル料は、本件利用者による利用行為への対価であり、本件共有者がなんらかの仕事をするものでもなく、仕事の完成に対する対価でもないものと存じます。

以上のとおり、本件検討内容は航空機という物自体をレンタルするにすぎず、その法的性質は、一定の期間での利用を前提にするものであれば賃貸借、単発での利用を前提にするものであれば利用契約として整理されるべきものであり、②請負を行う事業、という要件には当たらないものと存じます。

エ 道路運送法との対比等

道路運送法においては、「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業」を「旅客自動車運送事業」と位置づけ（第2条第3項）、国土交通大臣の許可を要するものとされていますが（第4条第1項ほか）、いわゆるレンタカー事業については、当該要件に該当しないことを前提として、旅客自動車運送事業とは別個の許可類型として整理されています（第80条第1項。自家用自動車有償貸渡事業と称されます）。

航空法においては、条文の文理からしても、道路運送法における旅客自動車運送事業に対応するのが、「他人の需要に応じ、航空機を使用して有償で旅客又は貨物を運送する事業」たる航空運送事業であるところ、道路運送法におけるレンタカー事業に対応する規定を欠いていることは、純粋な航空機レンタルが許認可事業ではないことの表れと言えます。

また、許認可を受けずに航空機レンタル事業を営んでいる会社がインターネット上においても散見されるという社会的実態からみても、本件検討内容のようなレンタル事業が航空法第100条1項、第123条1項の適用を受けるものと解釈・整理されているものではないと存じます。

4. 公表の延期の希望（希望する場合のみ）

なし

5. 連絡先

東京都千代田区二番町9番地10 タワー麹町5階

岩崎総合法律事務所

TEL 03-6261-6200

FAX 03-6261-6201